

埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、災害により被災した世帯の世帯主に対して、市町村が災害援護資金を貸し付けた場合には、その財源として当該市町村に埼玉県災害援護資金貸付金（以下「貸付金」という。）を貸し付ける。
- 2 前項の貸付金の貸付けに関しては、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 災害援護資金 災害を受けた市町村（以下「市町村」という。）が、その区域内に住所を有する世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに資するために貸し付ける資金をいう。

(貸付対象事業)

- 第3条 貸付けの対象となる事業は、法第10条第1項の規定により、市町村が実施する災害援護資金貸付事業とする。

(貸付金の算定方法)

- 第4条 貸付金の貸付額は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第3条に規定する災害で被害を受けた令第4条に規定する所得の算定方法に基づき算定した年間所得が、同一の世帯に属する者（以下「世帯員」という。）が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額（その世帯の住居が滅失した場合にあっては、世帯員の人数にかかわらず1,270万円）に満たない世帯の世帯主（以下「被災者」という。）に対し、次の表の被害の種類及び程度に応じて定める1世帯当たりの限度額（以下「限度額」という。）を基礎として算出するものとする。

被害の種類及び程度	限度額
<p>(1) 世帯主に1カ月以上の負傷のある場合</p> <p>ア 家財等の損害がない場合</p> <p>イ 家財の3分の1以上の損害がある場合</p> <p>ウ 住居が半壊した場合</p> <p>エ 住居が全壊した場合</p> <p>(2) 世帯主に1カ月以上の負傷のない場合</p> <p>ア 家財の3分の1以上の損害がある場合</p> <p>イ 住居が半壊した場合</p> <p>ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)</p> <p>エ 住居の全体が滅失(全壊、全焼、流失を含む。)した場合</p> <p>(3) (1)のウ又は(2)のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合</p>	<p>150万円</p> <p>250万円</p> <p>270万円</p> <p>350万円</p> <p>150万円</p> <p>170万円</p> <p>250万円</p> <p>350万円</p> <p>350万円の範囲内で半壊については全壊なみ、全壊については滅失なみの額</p>

(貸付額)

第5条 貸付金の貸付額は、第1号に定める額と第2号に定める額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

- (1) 前条の表に定める限度額をもって算出した額の合計額
- (2) 市町村が被災者に対して貸し付けた災害援護資金貸付額

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、延滞の場合を除き無利子とする。

(償還期間)

第7条 貸付金の償還期間は、貸付金を受け入れた日の翌日から起算して11年間とする。

(償還方法)

第8条 貸付金の償還方法は、毎年度4月1日から9月30日までの間に被災者から償還を受けた金額については当該年度の3月31日までに、毎年度10月1日から3月31日までの間に償還を受けた金額については翌年度の9月30日までに、それぞれの期間ごとにとりまとめて行うものとする。

(償還免除)

第9条 県は、市町村が被災者に対し、災害援護資金の償還を免除したときは、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(一時償還)

第10条 県は、市町村がこの貸付条件に違反した場合には、貸付金の全部又は一部について、一時償還を命ずることができるものとする。

- 2 前項の規定により一時償還を命ぜられたときは、当該貸付金の貸付けの日から履行する日までの期間に応じ、一時償還を命ぜられた額に対して年5パーセントの割合で計算した金額を、県に納付しなければならない。

(違約金)

第11条 市町村は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として履行期限の翌日から履行する日までの日数に応じ償還未済金に年5パーセントの割合を乗じて得た

金額を県に納付しなければならない。

(状況報告)

- 第12条 県は、必要があるときは、市町村に対し貸付事務又は貸付金の状況に関し質問し、帳簿書類を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 市町村は、災害援護資金貸付事業の遂行が困難となった場合は速やかに県に報告して、その指示に従うものとする。
- 3 市町村は、貸付金の全部又は一部を償還期限到来前に繰上げ償還をしようとするときは、あらかじめ県の承諾を得るものとする。

(借受申請書の様式等)

- 第13条 貸付金の借受申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の借受申請書の提出期限は、当該年度の11月15日までとし、その提出部数は3部とする。ただし、11月15日以降に生じた災害については、その必要が生じた都度申請を行うものとする。
- 3 貸付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加申請を行う場合には、毎年度1月20日までにを行うものとする。

(借受申請書の添付書類)

- 第14条 前条の借受申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 貸付対象経費に関する当該年度の市町村歳入歳出予算事項別明細書抄本又は補正予算(案)事項別明細書抄本
- (2) 被災者に対する貸付決定通知の写し
- (3) 被害状況調

(貸付決定通知書の様式)

- 第15条 貸付金の貸付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書)

- 第16条 市町村は、を事業の実績を書面(以下「実績報告書」という。)で県に報告しなければならない。

(償還状況報告書の様式及び提出期限)

第17条 実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、貸付事業完了後2月以内とする。

(実績報告書の添付書類)

第18条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

貸付対象経費に関する当該年度の市町村歳入歳出決算書
事項別明細書抄本又はその見込書抄本

(償還状況報告書)

第19条 市町村は、貸付金の償還状況を書面（以下「償還状況報告書」という。）で県に報告しなければならない。

(償還状況報告書の様式及び提出期限)

第20条 償還状況報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の償還状況報告書は、貸付けが行われた年度の翌年度以後償還が完了するまでの間毎年度提出するものとし、提出期限は、5月末日とする。

(書類の整備等)

第21条 貸付金を借り受けた市町村は、当該貸付金の借受けに係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該貸付事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則（昭和49年9月21日決裁）

この要綱は、昭和49年9月21日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年5月21日決裁）

この要綱は、昭和50年5月21日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則（昭和 50 年 8 月 14 日 決 裁）

この要綱は、昭和 50 年 8 月 14 日から施行し、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 8 月 5 日 決 裁）

- 1 この要綱は、昭和 51 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和 51 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 12 月 16 日 決 裁）

- 1 この要綱は、昭和 51 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和 51 年 9 月 7 日から適用する。

附 則（昭和 53 年 4 月 17 日 決 裁）

- 1 この要綱は、昭和 53 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和 53 年 1 月 14 日から適用する。

附 則（昭和 53 年 7 月 11 日 決 裁）

この要綱は、昭和 53 年 7 月 11 日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 55 年 6 月 9 日 決 裁）

この要綱は、昭和 55 年 6 月 9 日から施行し、昭和 55 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 6 月 9 日 決 裁）

- 1 この要綱は、昭和 56 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和 55 年 12 月 14 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 6 月 25 日 決 裁）

- 1 この要綱は、昭和 56 年 6 月 25 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和 56 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 6 月 28 日 決 裁）

- 1 この要綱は、昭和 57 年 6 月 28 日から施行する。

- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和57年6月1日から適用する。

附 則（昭和58年8月8日決裁）

- 1 この要綱は、昭和58年8月8日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和58年6月1日から適用する。

附 則（昭和59年6月15日決裁）

- 1 この要綱は、昭和59年6月15日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和59年6月1日から適用する。

附 則（昭和60年9月10日決裁）

- 1 この要綱は、昭和60年9月10日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和60年6月1日から適用する。

附 則（昭和61年7月3日決裁）

- 1 この要綱は、昭和61年7月3日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和61年6月1日から適用する。

附 則（昭和62年1月23日決裁）

- 1 この要綱は、昭和62年1月23日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和61年7月10日から適用する。

附 則（昭和62年6月17日決裁）

- 1 この要綱は、昭和62年6月17日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和62年6月1日から適用する。

附 則（昭和63年8月1日決裁）

- 1 この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、昭和63年6月1日から適用する。

附 則（平成元年6月19日決裁）

- 1 この要綱は、平成元年6月19日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成元年6月1日から適用する。

附 則（平成2年6月25日決裁）

- 1 この要綱は、平成2年6月25日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成2年6月1日から適用する。

附 則（平成3年6月19日決裁）

- 1 この要綱は、平成3年6月19日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成3年6月1日から適用する。

附 則（平成3年10月11日決裁）

- 1 この要綱は、平成3年10月11日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成3年5月26日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成4年6月12日決裁）

- 1 この要綱は、平成4年6月12日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成4年6月1日から適用する。

附 則（平成5年6月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成5年6月24日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成5年6月1日から適用する。

附 則（平成6年6月10日決裁）

- 1 この要綱は、平成6年6月10日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成6年6月1日から適用する。

附 則（平成7年6月7日決裁）

- 1 この要綱は、平成7年6月7日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成7年6月1日から適用する。

附 則（平成 8 年 7 月 8 日 決 裁）

- 1 この要綱は、平成 8 年 7 月 8 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成 8 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 7 月 1 日 決 裁）

- 1 この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 6 月 23 日 決 裁）

- 1 この要綱は、平成 10 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成 10 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日 決 裁）

- 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 決 裁）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害援護資金貸付金貸付要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号（第13条関係）

令和 年度埼玉県災害援護資金貸付金借受申請書

番 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 ○○○○ 様

市町村長 ○○○○

下記により、埼玉県災害援護資金貸付金を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|----------------|---------|---|
| 1 | 貸付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 災害援護資金貸付金所要額調書 | 別紙1のとおり | |
| 3 | 災害援護資金貸付金内訳書 | 別紙2のとおり | |
| 4 | 添付書類 | | |
- (1) 令和 年度市町村歳入歳出予算事項別明細書抄本又は補正予算（案）事項別明細書抄本。ただし、当該抄本は、市町村長又はその代理者が原本と相違ないことを証明したものである。
- (2) 被災者に対する貸付決定通知の写し
- (3) 被害状況調 別紙3のとおり

様式第2号（第15条関係）

令和 年度埼玉県災害援護資金貸付金貸付決定通知書

番 号
令和 年 月 日

市町村長 ○○○○ 様

埼玉県知事 ○○○○
(公印省略)

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった埼玉県
災害援護資金貸付金については、下記のとおり貸し付ける。

記

- 1 貸付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 支払の条件
 - (1) 災害援護資金貸付事業を中止し、又は廃止する場合は、県の承認を受けなければならない。
 - (2) 当該事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかに県に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (3) 市町村は、貸付金の全部又は一部を償還期限到来前に繰上げ償還をしようとするときは、あらかじめ県の承諾を得るものとする。

様式第3号（第17条関係）

埼玉県災害援護資金貸付事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 ○○○○ 様

市町村長 ○○○○

令和 年 月 日付け第 号で貸付金の貸付決定の通知を受けた埼玉県災害援護資金貸付事業が完了したので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 埼玉県災害援護資金貸付事業 |
| 2 | 貸付金の貸付決定額 | 円 |
| 3 | 貸付事業の実施期間 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 日間 |
| 4 | 貸付事業の成果 | 別紙のとおり |
| 5 | 添付書類 | |

(1) 令和 年度市町村歳入歳出決算事項別明細書抄本又はその見込書抄本

様式第4号（第20条関係）

埼玉県災害援護資金貸付金償還状況報告書

番 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 ○○○○ 様

市町村長 ○○○○

埼玉県災害援護資金貸付金償還状況について別紙のとおり報告
します。